

J R 東海労幹関西地「申」第 20 号  
2 0 1 7 年 3 月 3 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

大阪第一運輸所、大阪第二運輸所における  
「年休失効のおそれがある事態」に対する緊急申し入れ

大阪第一運輸所、大阪第二運輸所において、このまま推移すれば年度内に年休が失効する組合員が多数いる。

年度内で年休が失効する組合員はこれまで繰り返し年休申請をしてきたが、会社の時季変更により、年度内で年休が失効する事態になった。したがって、もし年休が失効する事態になればその全責任は会社にある。

よって、年度内で年休が失効するおそれがある組合員の 3 月勤務上の年休申請については、年度内で年休が失効することがないように、勤務確定時（勤務 5 日前）には必ず年休を付与するようにされたい。

もし、そのような対処をせず、組合員の年休が失効する事態が発生した時は、その責任の所在を明確にするために、あらゆる方策をもって対処する事を明らかにする。

よって、以下について緊急に申し入れるので早急に協議の場を設けて誠意ある回答をすること。

記

1. このままの現状を放置すれば、多くの組合員が年休を失効する事態が発生する。失効する組合員の年休申込みに対して、全てを取得させること。

以 上